

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：編入学の実施等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第5条 前期又は後期中途において復学、<u>編入学</u>、<u>転入学</u>又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期中途において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に収納するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>第10条 検定料は、入学、<u>編入学</u>、<u>転入学</u>又は再入学の出願（第2条第4項及び第5項に規定する場合を含む。）を受理するときに収納するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成20年7月25日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>第5条 前期又は後期中途において復学、<u>転学</u>、<u>編入学</u>又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期中途において収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の収納の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に収納するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>第10条 検定料は、入学、<u>転学</u>、<u>編入学</u>又は再入学の出願（第2条第4項及び第5項に規定する場合を含む。）を受理するときに収納するものとする。</p> <p>[省略]</p>

別 表1 (第2条第2項関係)			
区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
[省略]			
学部の編入学、転入学及び再入学	—	—	30,000 円
[省略]			
[省略]			

別 表1 (第2条第2項関係)			
区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
[省略]			
学部の転入学及び再入学	—	—	30,000 円
[省略]			
[省略]			